

石井寛治教授による書評へのリプライ

藤田 貞一郎

拙著合評会において親しく口頭で批判を加えるだけでなく、筆をとって、より多くの方々にも拙著の取り得の部分としからざる部分を活字として明示化するに、貴重な時間を割いて下さった石井寛治氏に、先ず心からなる謝意を表したい。また、かかる場を設けるだけでなく、更に「リプライ」の機会を与え賜うた日本経済史研究所に、満腔の意を込めて鳴謝する。早速、本論に入る。

第一部「国益思想」の第一章で取り上げた百武安兵衛を、前著『国益思想の系譜と展開』で紹介した西村郡司とともに「旧特権商人が対外経済自立という民族的役割を果たし『国益』を守ろうとした興味事例」と整理して下さった点については、成程そう整理・分類できると思ひ同

意する。西村郡司なる人物についても『明治建白書集成』だけを頼りにしていたので、その実体については、前著に対する氏の私信で知識が出来たような状態であり、有難い。

ただここで私の「国益」なる用語についての着想を繰り返しておく、こうである。幕末・維新时期から滔々として始まり今日に至る西洋経済学輸入史を閲する日本社会で、自前の経済学の生成史を確認できるものであるかどうか、出来るとすれば、いかなる用語で語って来たのだろうかということに尽きる。これを私は、「御救」と「国益」という用語・概念の存在に見るのである。当初、処女作『近世経済思想の研究』で、まことに恐いもの知らずの問題提起

をした時には全く知識を有しなかつたトムソンの moral economy の概念史に「御救」を、そして従来からの通念となつてゐる political economy のそれに「国益」を当てて考え抜いて良いのではないかと、今はそういう判断に至つてゐる。

私が大胆にも開拓しようとした視角に、賛意を表して下さつたのが、西川俊作氏であつた。氏はその論稿「諸藩の産業と経済政策」(新保博他編『近代成長の胎動・日本経済史2』岩波書店・一九八九年)で、大名領国経済の自立化の中に登場する「藩国家官庁エコノミスト」の、国産振興・交易を通じて「国益」拡大に努める経済政策論の中に、「国益」経済学の大成・体系化」の方向が認められるとした。もつとも、「日本が一九世紀の国際経済秩序に組込まれるや、単なる相似的拡大論では処理しきれない諸条件によつて(中略)、またスミス、リカードの輸入によつて、国産の経済学は未完のまま歴史の彼岸に置かれたのである」と締めくくつてゐる。私の解明せんとする方向に対する、まことに有難い援護射撃である。

ここで、石井氏が注目して下さつた西村郡司の明治五年八月付「乍恐奉言上建白書」の国益論を、より多くの人々

に知つて戴くべくもう一度左に紹介したい。

西村は米油粕干鰯商の実地経験にもとづき、当時の経済現象に広く視野を向け、事態をこう把握する。蒸気器械用の油の需要増が油類相場の騰貴をもたらした。ために、清国から油を輸入することになり、輸入量により相場が高低する有様である。これは清国の利益となるにすぎない。そこで、大豆から絞油を製造するように改めたい。さすれば、油価が下落し、器械を使用する者にとり助けとなるばかりでなく、農民にとつては大豆価格の上昇がもたらされ、苦勞の仕甲斐もあろうというものである。また、絞り粕で味噌を作つたり、牛馬の餌にすることもできる。これにより、大豆絞油の分だけ国益が増すことになる。要するに、大豆が高価になり農民の収入が増加、それにより絞油の供給は増加して、器械使用者の便宜が増し、油価が下落するため外国からの輸入は減少して、国益が増加するのである。かくして、蒸気器械の便利のみならず、農工商の家産・家業の助け、繁栄がもたらされる。

蒸気器械を視野に入れた議論ではないが、西村郡司と同じく、経済現象の相互関連に留意しつつ国益概念を使用している人物に長崎県浦五島町の商人岸川才一郎が居る。岸

川は明治五年一月付集議院あて「上」で「皇國産ノ莫海外ニ其儘売渡候ては御國益トは相成間敷奉存候」と言う。それは、「葉莫ニて売出すとも終ニハ彼ノ國におゐて職人の手を雇ひ巻上ケ、一箱八ドルより階級有之、九ドル十ドル上品ニては二十ドルニも売立候儀を承知仕候」であるからだ。そこで、「葉莫ノミ売出シ候テハ大ニ國益ヲ失ヒ候半と愚考仕」るので、「右巻様相稼キ候ニハ足腰不具ノ崎漢老婆処女ニテモ宜シク全ク貧民御撫育ノ一端」として、国内で巻上げ加工をすすめたい。さすれば、例えば、「日州肥後薩州」の葉莫一か年平均一五〇万斤と見つもり、予想を立てるとすると、「凡四十万両之基代ニシテ海外最第一ノ下料の品ヨリ二割五歩ノ価ヲ引下ケ売出シ候トモ、基代ヲ除キ差引残り八十万両ノ國益ヲ生シ候ハ現前ノ事ニ候、係ル御國益ノ筋ヲ其儘ニ致シ置キ葉莫ノミニテ売出シ候段余リ残念至極ノ到ト奉存候」と、具体的数字をあてはめた計算例もあげて、國益を論じている。岸川が「基代」という原材料費概念の上に、「職人」の「稼ギ」を國益と、とらえていることは明らかである。すなわち、ストックのみならずフローをも國益と理解しているとしてよいであろう。

また、明治十三年八月付、東京府木村万平の宛先記載なしの「外國輸出入不平均之建言」は、その開放体系の經濟構想を展開する際の基本概念として國益を使用する。

だが、今日に至るわが國の經濟学史が示すように、また先の西川氏の言葉を借りれば、「國産の經濟学は未完のまま歴史の彼岸に置かれ」、政治と經濟の分離をなしとげた經濟概念装置として鍛え上げられることはなかった。

ここで、「明治初年の百武・西村といった國家的利害とつながる旧特權商人を担い手とする「國益」を、國民的利害との関わりで、どのように位置付けておられるのであるうか」との、石井氏の批判に答える必要が出て来る。考えてみるに、國益思想は各大名領國が、戰鬪集團たる軍団組織が駐屯・支配する政治・行政單位から、自立的な經濟行政單位にその相貌を改める中に成立・展開する。ために、その軍団組織にとり元來は異質なものであつた經濟活動は是認・合理化する用語としても使われる運命をも伴つていた。

石井氏の言う、「國益」とは國家的利害からするそれなのか、國民的利害からするそれなのか判然すべしとする批判は当然生じらると思う。また、谷山正道氏や藪田貫氏のご

とく、「藩領国型の国益論」だけではない、国訴という運動から生れる「地域成り立ちとしての国益」論を視野に入れるべしとする批判（藪田貫編『社会と秩序・民衆運動史3』青木書店、二〇〇〇年）も、私は充分承知する。

これらの批判に対して、今の段階で私が答え得るのは、国益論が経済概念として純粋化され得る条件を最も良く備えていたのは大名領国のそれであつたと考えていること。それともうひとつ、たしかに国家的利害と国民的利害という二つの異なる視座から把握する必要は、日本近代社会史のある段階まではあると思うが、明治期の時の流れの中に国家的利害に呑み込まれる形で「国益」思想は、その時代の経営理念を支える文化構造、日本資本主義のエートスとなつて行つたように思う。この事實は、その後の日本社会の歩みにも大きく影響したと私は考えている。しかし、その結果の善悪は別として、ある経営者が表明した経営信条も、その企業の従業員の共感を確保し、その経営についての考え方に共鳴盤を見出すことが出来なければ、経営理念たり得ないことを、思うのである。

次に、「洋紙製造資本の発展が、問屋資本を従属させていく話が、明治前期から説かれるのは少し早すぎる」、ま

た第三部の「問屋資本主義の持続性の議論とも齟齬」があるとの批判は、卒直に受け入れ今後の課題として、第三部での視角である同業組合研究を推進する中で、地道に研鑽を重ねたいと思う。

第二章で諸賢に、史実の再発見として訴えたかったことはこうである。パクス・ブリタニカの市場経済が登場する以前の、東アジアにおける貿易構造のあり方であつた。たしかに、石井氏の指摘するように、明治一三年の建白である（史料一八）は、「到底無理な理想論」であつたと認める。留意しておきたいのは、こういう構想を抱かせた歴史の重みである。巨大商社としてイギリスとアジア間の交易を目指していたジャーディン・マセソン商会のJ・ウィツタルが、一八五九年一月六日付の手紙で、「現在の長崎貿易を調べると、適当な輸出品を発見できないかぎり、中国人にはかなわないという消極的見通しを述べ」るのはこの重みを認識したからであり、「資金に乏しく自分の船を持たない徒手空拳の中小外国商人が数を増し」、これらの西洋人が日清間の中継貿易に新規参入して富を貯えるという事態が生じたのもそれが故である。この事態に対し、「我物産ヲ支那ニ輸出シ支那産ヲ皇国に輸入シ」致富する西洋

人を排除した上で再構築せんとする日清貿易構想もまた、国益を基本概念として語られていたことに留意しておきたいのである。

松浦玲『明治の海舟とアジア』（岩波書店、一九八七年）

は、征韓論に異議を唱え、日清戦争に反対し続けた海舟を、見事に描き切った秀作と考えるが、福沢諭吉が言うところの「脱亜入欧」論に抗する文明論を確固たる思想的基盤として、海舟が保持していたからこそ記録され得た史実であった。海舟には伝統的な東アジア国際体制（清朝中国・李朝朝鮮・徳川日本により年月をかけて築きあげられた体制）の認識があった。この認識を支えた要因のひとつが、パクス・ブリタニカ登場前の、東アジアにおける貿易構造であった。だが我々が歩んだ道は、パクス・ブリタニカが地球上で勝利を占めるにつれて、「脱亜入欧」論に抗する海舟流の文明論は、歴史の闇の中に消え去るという道行きであった。

第二部「市場（いちば）」については、私の主張には「確かに当たっている部分が多い」と、記して下さったことに、心から感謝したい。

「産業革命とは、機械の発明と利用を基礎にして資本制

生産様式が全社会的に確立する過程である」とするにとどまらず、「自らの（資本家のこと——藤田注）存在と決定的に対立する存在としての賃労働者」プロレタリアートを生み出したという側面が重視されねばならない」とする石井氏の考え方には賛成であり、何の異論もない。通説に対して抱く私の異論は、資本の再生産がその自立的運動を始め無限軌道を走り出す過程に着目することの重要性と同じく、賃労働者の再生産についても考察を深める必要がある筈だということにつきる。賃労働者の再生産とは、要するに家族を形成した賃労働者が将来の賃労働者たる子弟を reproduction することである。この点を考慮すると、繊維工業における寄宿舎型の女子労働者は、家族を形成していない。従って将来の賃労働者を reproduction する社会的経済的機能を有していない人間類型である。これら主として農業部門から析出される女子労働者は、確かに資本の再生産に深く組み込まれた人間類型であるから賃銀労働者であることは明らかであるが、資本主義社会における賃労働者の体制的成立という視角からする時は、萌芽と位置づけるのが妥当であると、今もって考えている。

生産調査会が大正元年に、「工業発達助長ニ関スル件」

に關する農商務大臣への答申において、「各所二日用品市場ヲ公設スルヲ以テ目下ノ急務トス」としていること、大正七年の内務次官通牒「小売市場設置奨励ノ件」として「小売市場設置要綱」を全国に示したという事実は、注目すべき史実である。何故なら、近代日本史において、政・官・財・学、各界の有識者が日用品市場の公設について議論を行ない、政府が食料品小売市場に政策的指針を示したのは、この時が初めてであるからである。

なお、「公設された小売市場にやつてきてそこを利用したのは（中略）もう少し広く都市市民一般だったようにも思えるが如何であろうか」との批判は、私が通勤型家族持ち成人男子労働者の登場をもつて、賃労働者階級の体制的成立を主張せんとして余りにも単純に書き綴った表現の粗雑さに原因があり、石井氏の言にあるように肌理こまかな表現が、近代都市社会の実態からしても必要であると自己批判したい。

それはともかく、昭和六年に内務省社会局社会部が編集した『公設市場概況』から、同年三月現在で、公設市場設置が全然見られない県として、新潟・群馬・栃木・山梨・青森・山形・宮崎の七県がある一方、設置の多い道府県と

して、大阪・東京・愛知・兵庫・北海道・神奈川・広島・福岡・京都があることがわかる。これによつても、公設市場の設置が賃労働市場の展開と深いかわりがあると推測させられる。私の視角の有効性を保証していると思う。

いづれにしても、東京の公設小売市場研究はこれから何人かによつて深められねばならないが、現在の所、吉田忠他著『食生活変貌のベクトル』（農山漁村文化協会、一九八八年）が、昭和一ケタから二ケタにかけての東京市の公設小売市場について、興味ある事実を記している（六八〜七一頁）。この頃の東京には、大沢常太郎という青果小売商（八百屋の大立物（大沢常太郎『何苦礎一代』））を組織し、その会長として昭和六年には「公・私設小売市場増設反対」の陳情活動を展開する中で、「小売業者擁護ノ上ヨリシテ速カニ小売市場法規ヲ制定セラレ向後小売市場取締ヲ嚴重ニシ、其増設ニ付テハ御認可不相成様致度」と、各都市行政当局に対して圧力をかけている。「昭和五、六年ころから、市当局は公設小売市場の縮小政策を取り始めたと言われ」るのは、大沢常太郎の本拠がまさに東京市であったことと、かわりがあるのでないかと思う。それ

はともかく、首都圏に研究・教育の場所を有する方々に、本格的にとりあげて戴きたい視角、それが、この第二部でいう「市場（いちば）」なのである。

第二次大戦後における公設市場をめぐる法律制度の中で最も注目されるのは昭和三四年に成立する小売商業調整特別措置法であるが、これについて唯一の、参照すべき研究書に石原武政『小売業における調整政策』（千倉書房、一九四四年）がある。この書で、この法の成立に動いた圧力団体は、東京都を除く、五大都市たる横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の「五大市場総連合会」であつたことと、その間の事情が、乏しい資料の中から再構成されている。が、東京都の業界団体が何故参加しなかつたのかは、不明のまま残された課題となっている。こういう問題を、首都圏在住の方に手掛けて戴きたいと心から願っている。

ともあれ、自給農業の崩壊という概念と一対の対概念として、食料品を始めとする日用必需品小売市場の展開、すなわち市場革命概念を設定してしかるべきであると考えている。

第三部「同業組合」では、問屋資本を究明することの必要性について、意見が一致していることは、まことに嬉し

い。産業資本の生成史の視角からこの問題に到達なさつた石井氏とは異なり、私は同業組合研究を進める中に、思わずこの主題に逢着したに過ぎない。

氏は「従来の研究史が無視してきた商工組合法案」と明記して下さつたが、この法案の策定過程とその挫折の解明は、中小企業政策史研究のみならず、広く戦前期の経済政策史研究にとり、欠くべからざる課題として立ち現われたと考える。当事者の吉野信次が、その著『日本工業政策』（日本評論社、一九三五年）——木山実氏の教示に感謝する——で「一部の同業組合関係者は他の条項は暫く措き、組合の強制加入を認めざるの理由を以て反対の態度を持した。（中略）今は之を強行すべき機会でない」と云ふ訳で其儘に放任して今日に及んで居るのである」（二六九頁）と記した以外、一切口を噤んだことが禍根を残した。欽定史書ともいふべき『商工政策史 第十二巻 中小企業』による論理展開の横行である。

昭和二年次の『京都日出新聞』には、商工省が、重要輸出品工業組合・輸出組合・重要物産同業組合それに百貨店をまき込んだ組合法制にまつわる確執に、苦慮する様を伝える記事が度々掲載されている。七月一五日付「両組合の

紛争と商工省の方針、権限を生産と輸出に、適当な機会に指示」との見出し記事にはこうある。

工業組合及び工業組合連合会は生産工程の改善のみに留意し、これが内地販売は同業組合の手によらしめ、工業組合同業組合の手にあるものといへども、これが輸出に当っては必ず輸出組合の手を経べし

「工業組合の発達は輸出業に脅威、両者の確執が続出し商工省も悩まざる」(七月二十九日付見出し)、「百貨店の同業組合認可説俄然起る、認否何れに決定されるか、注目すべき商工省内の雲ゆき、近く省議を開いて決定」(八月八日付見出し)という次第。こうした前史を受けて三年次の、百貨店は同業組合に加入するに及ばず、三法統一の商工組合法案策定・屈辱に満ちた挫折という具合に商工政策史稗史の編纂に利用し得る史実が、今に豊かに残されている。

吉野も記したように強制加入か任意加入かが議論の焦点のひとつであったことは確かであるが、吉野を始めとする商工省官僚がどこまで真剣に強制加入原理の否定を考えていたかには疑問がある。昭和七年の商業組合法の条文の第九条を読めば、商業「組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地区内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ対シ其ノ組合ノ統制ニ

従フベキコトヲ命スルコトヲ得」とあるからである。

私が見えるには、吉野が狙っていたのは問屋資本駆逐、そのための制度的牙城たる重要物産同業組合法の廃止であった。吉野ら商工省官僚が、名を捨て実を取る形で立法化した工業組合法には全国組織たる工業組合中央会に法的根柢を与える用意がなく、東京・神奈川・愛知・岐阜・兵庫・大阪といった各府県の工業組合関係者による下からの運動があつて、昭和八年の第二次法改正で、工業組合中央会に法的根柢が与えられたのが事実経過であるからである。

私の問屋資本研究は同業組合制度史から到達したものであるだけに、実態研究は殆んど全く欠けていると言つて良い。この点今後の精進が必要である。製造業との関係は勿論重要だが、小売業との関係の解明には、より多くの研究者が参加して下さることを期待している。後藤晃氏の「流通は生産と消費を結ぶ単なるパイプではなく、市場経済の中で上述したようなきわめて重要な機能——生産と消費の間の調整、情報の伝達、付帯サービスの提供といった機能、藤田注——をはたしているのである。この機能を必ずしも流通業者が担う必要はないが、誰かが何らかの形で

わなければならぬ」(三輪芳朗他編『日本の流通』、四一七頁、東京大学出版会、一九九一年)とする発言に賛成する。

最後に「営業の自由」をどう解するかについて一言したい。株仲間のゆり戻しという表現が適切さを欠いたのかも知れないが、私は同業組合は株仲間の調整機能・信用保持機能を引継いだと言ったのであって、独占機能・権益擁護機能をも引継いだとはしていない。私が岡田説に与する理由はこうである。

吸収・合併をも想定する市場メカニズムによる競争原理の貫く経済社会には、加入強制原則はなじまない、というより不必要であるとすら言える。何故なら全同業者強制加入ということとは、お互いに自由競争をするのでなく、大は小なりに小は小なりに相互依存して現状を維持して行こうという思考様式だから。加入制限ではないから新規参入は誰にでも出来るとしても、加入強制原則は、吸収・合併を想定する市場メカニズムによる競争原理になじまないという点で、たしかに営業の自由と対立する面があると言える。「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」いわゆる独禁法が第二次世界大戦後公布されるまで、かかる法理念が自生的に民衆の中から国民的関心の的として登場し

なかつたかに見えるのも、同業組合に法制上も公認されていた加入強制原則の存在によるところが大きいのではないだろうか。

この加入強制原則の存続は、日本近代社会の民衆の意識のあり方に、重要な影を落していると思う。というのは力の弱いものは加入しないと生き残るのが難しくなるだけでなく、変りものであるとか何とか名付けられて除け者にされる。他方、加入しないものが、強力な力を有すると、他の全員が雪崩を打つがごとくそれに向って靡くという社会経済現象の出現である。この後者の動きは、大日本帝国憲法第二十二条より演繹する、個人の人権の原理としての営業の自由という、政府見解によって、強力に支えられていた。これらが戦前期日本の営業の自由の実態であつたと思う。

第四部「ロビンソン漂流記」では、「史学史的にも方法的論的にもさらに掘り下げる必要があつたのではあるまいか」と記されたが、たしかにその批判には耳を傾けねばなるまい。「大塚久雄流の(中略)ロビンソン・クルーソー像が、第二次世界大戦後の内部自給型日本経済の再建を夢みる人々に資するものであつたことはたしかであり、その

知的世界に対する貢献は認める」と、私は記しはしたが不十分の誇りは免がれまい。人類史における思想史は、思想の継受・展開が、その出発点となった論者の意図とは異つた形で行なわれることが屢々であることを教える。こういう意味で、近代的经济人の典型として把えるという手法は、大塚久雄というすぐれた社会経済思想家の創造物として、今後とも残すべきものであらうと思う。

だが、私が知りたかつたのは、そもそも原作者デフォーが世に伝えたかつたことは一体どういうことであつたのだろうか、ということであつた。明治日本の思潮には東海散士こと柴四朗の『佳人之奇遇』などイスラム世界に対する関心が結構あつたにもかかわらず（板垣雄三『イスラーム誤認』、一八四頁以下、岩波書店、二〇〇三年）、イスラーム認識に欠如ないし大きな欠陥を有する福沢諭吉の『文明論之概略』の人類史観が大きく優位を占めるなかに、デフォーのこの著作を、当時の人類史の文脈に於いて把握し直すという基本作業を、我々モンゴロイドの一族の集団たる日本社会は怠つて来たのでないかと、世に訴えたかつたのである。

以上、貴重な書評を給つたお蔭で、自らの拙い作業を改

めて検証することができた。石井寛治氏にここに重ねて謝意を表する。

（二〇〇四年四月二〇日）

（ふじた ていichろう・同志社大学商学部教授）